

警察庁旅費取扱規則に基づく神奈川県警察本部長の旅行命令等の権限の委任及び代理に関する規程

(平成7年3月31日神奈川県警察本部訓令第9号)

改正 平成26年3月26日神奈川県警察本部訓令第6号 平成31年3月26日神奈川県警察本部訓令第1号

警察庁旅費取扱規則に基づく神奈川県警察本部長の旅行命令等の権限の委任及び代理に関する規程を次のように定める。

警察庁旅費取扱規則に基づく神奈川県警察本部長の旅行命令等の権限の委任及び代理に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則(昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。)第4条第1項の規定に基づく神奈川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の旅行命令等の権限の委任及び代理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委任)

第2条 府令第4条第2項の規定に基づき、警察本部長の旅行命令等の権限のうち別表の旅行者の欄に掲げる職員に係る旅行命令の権限は同表の委任する職員の欄に掲げる職にある職員に、同表の旅行者の欄に掲げる職員以外の職員に係る旅行命令の権限は旅行者本人に委任する。

2 別表の委任する職員の欄に掲げる職にある職員が複数置かれた場合にあっては、同表の代理できる職員の事務代理者に指名された者とする。

(代理)

第3条 警察本部長は、事故のため旅行命令等の権限を行うことができない場合には、総務部長にその職務を代理させるものとする。

2 前条の規定により警察本部長から委任を受けた別表の委任する職員の欄に掲げる職にある職員は、事故のため旅行命令の権限を行うことができない場合には、同表の代理できる職員の欄に掲げる職にある職員にその職務を代理させるものとする。

3 別表の委任する職員の欄に掲げる職にある職員は、前項の規定により旅行命令の権限を代理させるときは、その旨を速やかに神奈川県警察会計担当官に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日神奈川県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

旅行命令権の委任及び代理		
旅行命令権		旅行者
委任する職員	代理できる職員	
課長代理	課長	課長代理以下課員
監察官室室長代理	室長	室長代理以下室員
自動車警ら隊副隊長	隊長	副隊長以下隊員
鉄道警察隊副隊長	隊長	副隊長以下隊員
機動捜査隊副隊長	隊長	副隊長以下隊員
科学捜査研究所次長	所長	次長以下所員
交通機動隊副隊長	隊長	副隊長以下隊員
高速道路交通警察隊副隊長	隊長	副隊長以下隊員
機動隊副隊長	隊長	副隊長以下隊員
市警察部副部長	市警察部長	副部長以下部員
相模方面本部副本部長	方面本部長	副本部長以下部員
サイバーセキュリティ対策本部副 本部長	サイバーセキュリティ対策本 部長	副本部長以下部員
警察学校副校長	学校長	副校長以下職員及び 生徒
副署長	署長	副署長以下署員